

NAGOMU 会員規程

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、NAGOMU (ナゴム=Nagoya Gourmet - Shop Management Union) と称する。

第 2 条 事務局

本会の事務局は、名古屋市天白区御幸山 1111-4 株式会社石丸商店内に置く。

第 3 条 目的

本会は、会員相互が経営者として人間的成長を目指し、併せて飲食業界が抱える諸問題について発展的解決をはかり、もって名古屋圏の食文化を育て、地域の発展に貢献することを目的とする。

第 4 条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 経営セミナーの開催
- (2) 専門研究会の活動支援
- (3) 会員の親睦を深めるための交流行事
- (4) 事務局の運営
- (5) 食文化を向上させる事業

第 5 条 活動年度

本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 会員

第 6 条 会員の種別

会員は次の 2 種類とする。

- (1) 正会員：飲食店を営む法人組織または個人経営者
- (2) 賛助会員：メーカー・食材卸・店舗設計等の飲食関連企業

第 7 条 会員の権利

会員は、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

第 8 条 会員の義務

会員は、会員規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

第 9 条 入会申込手続

入会希望者は、正会員 1 名の推薦を受け、所定の書類に必要事項を記入し本人が署名捺印の上事務局に提出する。

第 10 条 会員登録

本会における会員登録は、会社又は飲食店単位とし、本会の活動趣旨・会員規約の承諾の上で行われる。

第 11 条 年会費

1. 会員は次に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 年会費 1. 正会員 36,000 円
 2. 賛助会員 36,000 円
2. 年会費は毎年 3 月末までに次の活動年度分を納付する。これらの納入がなされるまでは会員として承認されない。
3. 年度の途中において入会したものは、月割りにより年会費を納入する。
この場合 1 ヶ月未満の端数は 1 ヶ月とする。

第 12 条 会員登録期間

会員登録の期間は、初年度は登録月の 1 日から年度末(3 月末日)までとする。次年度以降は 4 月から翌年 3 月までを 1 ヶ年とし、1 年単位で自動更新される。

第 13 条 退会

退会を希望する会員は、文書による退会届に記入して事務局に提出しなければならない。

第 14 条 退会者の義務

退会者は年度のいかなる時期に退会しても、その該当年度の年会費を納入しなければならず、また既に納入した年会費の返還を請求することはできない。

第 15 条 除名

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の半数以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に違反する行為があるとき
- (2) 本会の秩序を乱す行為があったとき
- (3) 会費納入義務を履行しないとき
- (4) その他、会員として適当でないと認められたとき

第 3 章 理事会

第 16 条 理事会の構成

本会の理事会は、理事長、副理事長、理事、専務理事（事務局長）の各役員をもって構成する。
また、相談役として顧問を委嘱することができる。

第 17 条 役員の定数

1. 理事会を構成する各役員の定数は以下のように定める。
 - (1) 理事長 1 名
 - (2) 副理事長 2 名以上
 - (3) 理事 3 名以上
 - (4) 専務理事（事務局長）1 名

2. 理事会構成員の総数は、7 名以上 15 名以内とする。

第 18 条 役員の職務

1. 理事長は、本会を代表し、所務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事長及び副理事長を補佐して理事会の議決により所務を分担処理し、理事長、副理事長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 顧問は、その知識・経験を生かし本会の運営につき適宜助言をする。また、理事会に出席し意見を述べることができる。
5. 専務理事は、事務局長を兼任し、理事会構成員として本会の運営にあたり、所務を分掌する。

第 19 条 役員の選任

役員は、会員の中から選挙により選出され、総会において任命される。ただし顧問については、本会の事業に関し功績のあった者のうちから理事会の推薦により委嘱される。

第 20 条 役員の任期

役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 21 条 役員の解任

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会における決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事会出席率が3分の1以上に満たないとき

第22条 理事会の開催

1. 定例理事会は、毎月1回各月の例会の開催予定日の7日間以上前に行う。
2. 臨時理事会は、理事長が必要と認めたととき、又は理事会構成員の半数以上の請求があるとき行うことができる。

第23条 理事会の定足数

理事会の定足数は、理事会構成員の2分の1とする。

第24条 理事会の議決

1. 理事会の議決は本規定に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は理事長の決するところによる。
2. 議案は理事会開催日の7日前までに、文書をもって専務理事に提出する。

第4章 総会

第25条 総会の構成

本会の総会は、会員をもって構成する。

第26条 総会の開催

総会は、毎年1回、4月に開催する。

第27条 総会の議決

総会の議決は、本規定に特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 例会

第28条 例会の開催

1. 例会は、原則として7月または、8月と12月を除き毎月1回開催する。
2. 年間の日程は、前年度中の理事会において決定し、4月の総会において発表する。これに変更が生じた場合は、すみやかに会員に書面で通知する。
3. 例会の運営は、役員が行う。
4. 例会においては、飲食店経営の内容向上に寄与するセミナー、イベント等の行事を行う。終了後は、参加自由な会員相互の交流をはかることを目的とした交流会を行う。
5. 例会は、不定期的に参加資格を問わない公開セミナーとすることがある。

第29条 例会の準備と設営

例会の内容は、例会開催日の前月までに行う理事会において協議し決定する。

第30条 会場とそれに関わる費用

1. 例会は、会員の経営する飲食店または事業所を、優先的に会場として使用し開催する。
2. 会場の使用に関わる費用は、参加料として別途出席会員より徴収する。

第31条 講師

1. セミナーにおける講演は、外部講師が行う場合と、会員がその役をになう内部講師が行う場合がある。
2. 講師の講演料は、次に定める金額とする。
 - (1) 外部講師の場合、理事会にて予算を組み講演料を決定し、交通費については実費とする。
 - (2) 内部講師の場合、原則として一律30,000円とする。交通費は実費支給とする。

第 32 条 セミナーへの出席及び費用

1. セミナーへは会員登録している会社または店舗の経営者や従業員であれば何人でも会員参加料で出席できる。
2. 非会員の出席希望者は、ビジター参加料を支払いビジターとして出席できる。
3. 例会の参加料はその都度定める。

第 6 章 専門研究会

第 33 条 主旨

本会を構成する会員のうち、業態、目的等を同じくする者が集まって分科会として活動することができる。これを専門研究会と称する。

第 34 条 設立の届出及び承認

専門研究会の設立にあたっては、以下の事項を記載した設立趣意書を事務局に提出の後、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 会の名称
- (2) 活動の主旨
- (3) 代表者名
- (4) 構成員の名簿

第 35 条 活動目的

専門研究会の活動目的は、本会の目的に反するものであってはならない。

第 36 条 会合の開催

専門研究会における会合の日程、会場、議題などは、各研究会で定めることができる。

第 37 条 解散の勧告

以下の事項のいずれかに該当する専門研究会に対しては、理事会の決議により解散を勧告することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき
- (2) 年間の活動が著しく不活発なとき

第 7 章 会計

第 38 条 資産及び経費

1. 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 入会金
 - (3) 寄附金
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

2. 本会の経費は、資産をもって充当する。

第 39 条 会計年度

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 40 条 会計書類等

毎会計年度終了とともに事務局は、事業報告書、会計報告書を作成し、理事会の監査を経て、翌年度総会に提出し、その承認を得なければならない。

第8章 慶弔慰基準

第41条 結婚祝金

会員が結婚したときは、NAGOMU から祝電を送る。

第42条 香典

会員本人が死亡したときは、10,000 円、本人の配偶者並びに父母又は養父母、子が死亡したときは、弔電を送る。

第43条 通知義務

会員は、本項に該当する事項が発生したときは直接もしくは他の会員を通じ遅滞なく事務局に届け出るものとする。また、該当事項の発生会員を周知した会員もこれに準ずるものとする。

第44条 雑則

本項の解釈に疑義を生じた場合、または定められていない事例が生じたとき（傷病や災害による家屋の被害等）は、理事会にて贈与の有無並びに金額を決定する。

第9章 理事の選出

第45条 選挙

役員のうち、正副理事長並びに理事は、会員の投票による選挙で選任する。

第46条 必要事項の通知

事務局は、役員選挙にあたっては、あらかじめ選挙に関する必要な事項についてその要旨を会員に通知する。

第47条 投票

投票は有権者1名につき1票、被選挙者数5名までの連記制とする。

第48条 当選者の決定

得票多数の上位被選出者をもって当選者とする。ただし現理事会の承認を得られない場合は役員候補者にはなれない。

第49条 役員任命

役員任命は、全会員の選挙による得票数により、現理事長が次年度役員を選任し、理事会に議案を提出する。

第10章 雑則

第50条 雑則

この規程で定められていない事項で必要なとき並びにこの規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

改定 2022年4月6日

改定 2001年7月1日

制定 1991年4月26日